

旭川医科大学防火対策専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学防火対策専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学防火対策専門部会細則（平成17年8月1日学長裁定）の一部について、下表右側（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 事務局長</p> <p>(4) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(5) <u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第4号及び第5号の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行う</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 事務局長</p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(5) <u>病院事務部長</u></p> <p>(6) <u>教務部長</u></p> <p>(略)</p>

ものである。